

# 行方市農業基本計画



行方市経済部農林水産課

令和3年3月

# 目次

## 内容

第1	計画の策定に当たって.....	1
1	計画の趣旨.....	1
2	計画の位置付けと計画期間.....	1
3	計画の推進.....	2
第2	農業を取り巻く社会環境及び本市農業の現状と課題.....	3
1	国・茨城県の動向.....	3
2	本市農業の現状と特性.....	7
3	これまでの施策の検証.....	15
4	本市農業の重要課題.....	18
第3	本市農業の基本的な考え方.....	21
1	本市農業の目指すべき方向性.....	21
2	基本方針.....	21
3	基本施策.....	23
第4	基本施策の具体的な推進.....	26
1	儲かる農業の強化.....	26
2	災害に強い農業の整備.....	33
第5	計画の推進.....	36
1	関係機関の役割.....	36

2	計画の推進体制.....	37
3	計画の達成目標.....	37
	資料集.....	38
1	用語集.....	38
2	その他.....	41

## 第1 計画の策定に当たって

### 1 計画の趣旨

本市は、茨城県の各市町村と比較しても第1次産業従事者が多く、産業別就業人口の構成比は人口減少がある中でも、ほぼ変わらない状況にあります。第2次産業又は第3次産業の割合が増える市町村が多い中で、本市は霞ヶ浦の西浦と北浦に囲まれたローム土壌の広大な台地に恵まれ、長い間農業を基幹産業として育んできました。

しかし、近年の全国的な農業担い手の減少と耕作放棄地の増加は、本市においても同じように、看過できない課題となっており、ただ流れに身を任せるのではなく、地域に根差した産業として農業を盛り上げていく必要があります。

このような状況の中で、農業を「働く場」として活性化し、盛り上げていくため、本市における農業の目指すべき方向性、基本施策、関係機関の役割等を明確にした「行方市農業基本計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置付けと計画期間

#### □計画の位置付け□

本計画は、本市農業の現状を基に、本市に見合った農業施策を計画するものであり、これまで本市で策定した総合戦略をはじめとする各種計画における農業の位置付けや考え方と整合性を図った上で、目指すべき方向性を示すものです。

#### □計画期間□

令和3年度から令和7年度までの5年間

### 3 計画の推進

行政をはじめ、農業者、JAなどの農業団体、鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センターなどの関係機関、市民、企業、大学や研究機関などとの連携の下、計画の達成に向けた取組みを進めていきます。

## 第2 農業を取り巻く社会環境及び本市農業の現状と課題

### 1 国・茨城県の動向

#### (1) 国の動向

我が国の農業・農村は高齢化や人口減少の進行に加えて、グローバル化の一層の進展、頻発する自然災害、CSF(豚熱)や鳥インフルエンザの発生、さらには、新型コロナウイルス感染症の発生など、新たな課題に直面しています。

令和2年3月31日に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。この計画では、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することが基本的な方針として挙げられています。農地の見通しと確保としては、令和元年(2019年)に439.7万ヘクタールであった農地が、令和12年(2030年)には414万ヘクタールになると想定され、施策を講じない場合のすう勢では392万ヘクタールになると想定されています。農業労働力の見通しとしては、平成27年(2015年)の208万人が令和12年(2030年)に140万人になると想定され、これまでの傾向が続いた場合のすう勢では131万人になると想定されています。

目標・展望等	
<b>食料自給率の目標</b>	<b>【基本計画と併せて策定】</b>
<b>【カロリーベース】</b> 37% (2018) → <b>45%</b> (2030) <b>【生産額ベース】</b> 66% (2018) → <b>75%</b> (2030) <small>(食料安全保障の状況を評価) (経済活動の状況を評価)</small>	<b>農地の見通しと確保</b>
<b>【飼料自給率】</b> 25% (2018) → 34% (2030) <b>【食料国産率】</b> 飼料自給率を反映せず、 <b>国内生産の状況を評価するため新たに設定</b> <カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018)→79% (2030)	(2019) 439.7万ha → (2030) 見通し: 414万ha すう勢: 392万ha <small>(※国産率を算出しない場合)</small>
<b>食料自給力指標 (食料の潜在生産能力)</b> 農地面積に加え、 <b>労働力も考慮</b> した指標を提示。また、新たに <b>2030年の見通し</b> も提示	<b>農業構造の展望</b> (農業労働力の見通し) (2015) 208万人 → (2030) 展 望: 140万人 すう勢: 131万人 <small>(※これまでの傾向が継続した場合)</small>
	<b>農業経営の展望</b> ① 37の経営モデルを提示 ② 小規模でも安定的な経営を行い農地維持等に寄与する事例を提示

令和2年5月から新型コロナウイルス感染症対策として「新しい生活様式」の実践へ向けての取り組みが始まりました。農業分野においても、「巣ごもり消費」を含めた生活様式の変化が大きな影響を与えています。

令和12年(2030年)に向けての食料自給率の目標は、平成30年(2018年)と比較すると、カロリーベースで37%→45%、生産額ベースで66%→75%とさ

れています。輸入食料の大幅な減少といった不測の事態が発生した場合は、国内において最大限の食料供給を確保する必要があることが指標として定められた理由の一つですが、それ以上に、平素から我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力を把握しておくことの重要性を示し、今後の食料自給率指標の公表を通じて、国の農地・農業者・農業技術を確保していくことの重要性について国民的理解の促進と食料安全保障に関する国民的議論の深化を図ったものとなっています。

持続可能な開発目標(SDGs)に向けた取組みが、世界規模で急速に進行しており、「農林水産業の成長が自然資本を管理・増大させ、環境も経済も向上させる環境創造型産業への進化を目指す」として農林水産省環境政策の基本方針が令和2年3月に定められました。我が国は自然資本大国であり、その強みを劣化させることなく、さらなる蓄積をもって次世代へ継承することが、これからの農林水産業・食品産業には求められるとしています。

---

## (2) 茨城県の動向

茨城県は、広大で肥沃な農地や温和な気候、首都圏に位置する地理的優位性などの強みを背景に、茨城県内各地で品質に優れた農林水産物が豊富に生産されており、農業産出額が平成28年まで9年連続で全国第2位であったほか(現在は第3位)、産出額が全国第1～3位の農産物が29品目(平成29年)あるなど、「食材の宝庫」として我が国の食料マーケットを支えています。

茨城県では、茨城農業改革大綱(2016-2020)を軸に農業施策が進められてきました。

県オリジナル品種等の開発が進んでおり、これらを活用した産地づくりや新たな販路開拓、ブランド化の取組みが活発化しています。また、農家自身が生産のみならず、加工や販売にも取り組む6次産業化が進んでいるほか、県民が積極的に県産農林水産物を消費することで農林漁業者を応援する「茨城をたべよう運動」を展開しています。

さらに、生産者をはじめ、関係団体、ジェトロや商社などとの連携による輸出の取組みも進展しており、東南アジアや北米などにも販路が広がっています。

国際競争力の高い儲かる農業の実現を目指すため、農林水産物の付加価値向上や販路拡大などの取組みを更に進めていくことを求めています。

茨城県農業改革大綱では、本市が含まれる鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、鉾田市及び行方市）について、主業農家が県全体の2割以上を占めるなど、比較的担い手が多い園芸作物主体の農業地域と概要を定めています。また、鹿行地域では鹿島台地と行方台地を中心に、メロン、ピーマン、いちご、トマトのほか周年出荷型の葉物野菜などの施設園芸を主力にした集約型農業が行われています。かんしょ、ごぼう、にんじんなどの土地利用型作物の栽培も盛んであり、首都圏への野菜供給基地となっています。

高品質で安定した生産を確保できる持続的な産地づくりと消費者・市場に向けた野菜品目毎のブランド化が課題となっています。また、高齢化などにより、農地を担い手に預けようという動きがでてきてはいますが、ほ場が分散し混在している状況は解消されておらず、農作業の効率化が十分に図られていない状況です。認定農業者数も減少しており、担い手不足に対応した意欲ある経営体の育成が課題となっています。

# 地域別の 産地 ビジョン

重点的取組について、各地域において  
推進する具体的な内容を示しました。

## 県北地域

- ・中山間地域の特徴を活かした多様な産地づくり
- ・中山間地域農業を支える水田・畜産経営の強化
- ・新規参入者や定年帰農者、女性など多様な人材の確保育成
- ・地域資源を活用した特色あるアグリビジネスの創出
- ・「新たな道の駅」等を拠点とした魅力ある地域づくり

## 県央地域

- ・ほしいも・くり産地の強化
- ・需要に対応できる加工・業務用野菜の産地づくり
- ・飼料用稲等を活用した畜産・水田農業の国際競争力強化
- ・農業関係学校等と連携した新規就農者等の確保・育成
- ・地域資源を活かした中山間地域の活性化

## 県西地域

- ・消費者、実需者に信頼される収益性の高い露地野菜産地の育成
- ・なし・こだますいかのブランド力強化と安定生産の推進
- ・持続的発展が可能な経営感覚に優れた普通作経営体の育成

## 県南地域

- ・競争力のある米産地と大規模水田農業経営体の育成
- ・日本一の「れんこん」産地づくり
- ・特徴ある園芸・果樹産地のブランド力向上
- ・地域一丸となった新規就農者の確保・育成
- ・園芸分野における雇用を活用した企業的経営体の育成

## 鹿行地域

- ・メロン、かんしょ、ピーマン産地の活性化
- ・特徴ある野菜のブランド化推進
- ・養豚農家等との耕畜連携による資源循環型農業の推進
- ・早場米地帯を中心とした効率的な経営体の育成
- ・大園芸産地を支える若手農業者への経営発展支援



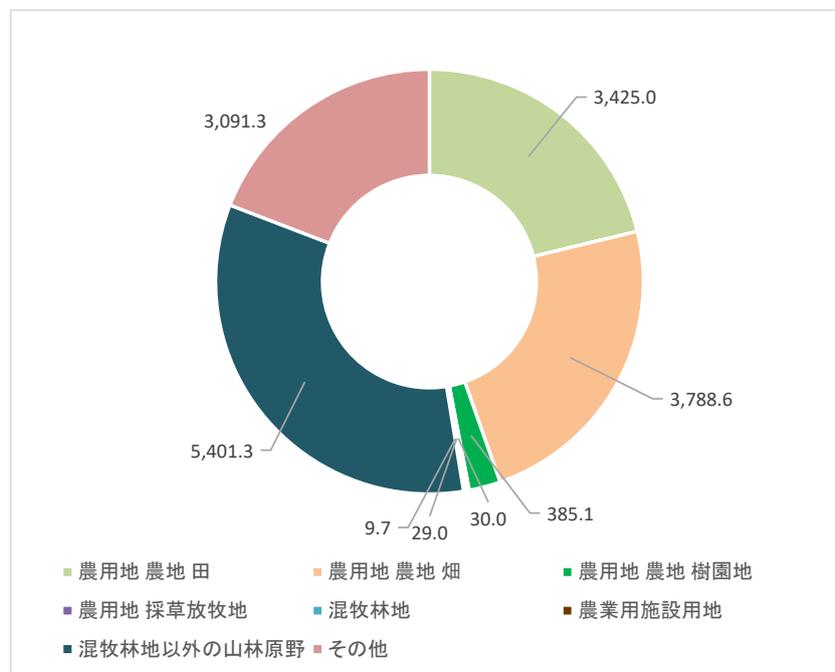
## 2 本市農業の現状と特性

### (1) 農業振興地域内の農用地等の面積

本市の土地利用は、行方市の面積 22,248ha であり、湖沼面積(霞ヶ浦 4,550ha と北浦 1,048ha)、都市計画法に基づく用途地域、旧電波受信施設用地、既成市街地及び上山・鉾田工業団地を除いた 16,160ha が農業振興地域と定められています。農業振興地域内全体では農地面積として田が 3,425.0ha(21.2%)、畑が 3,788.6ha(23.4%)を占めています。

#### ◆農業振興地域内の農用地等の面積

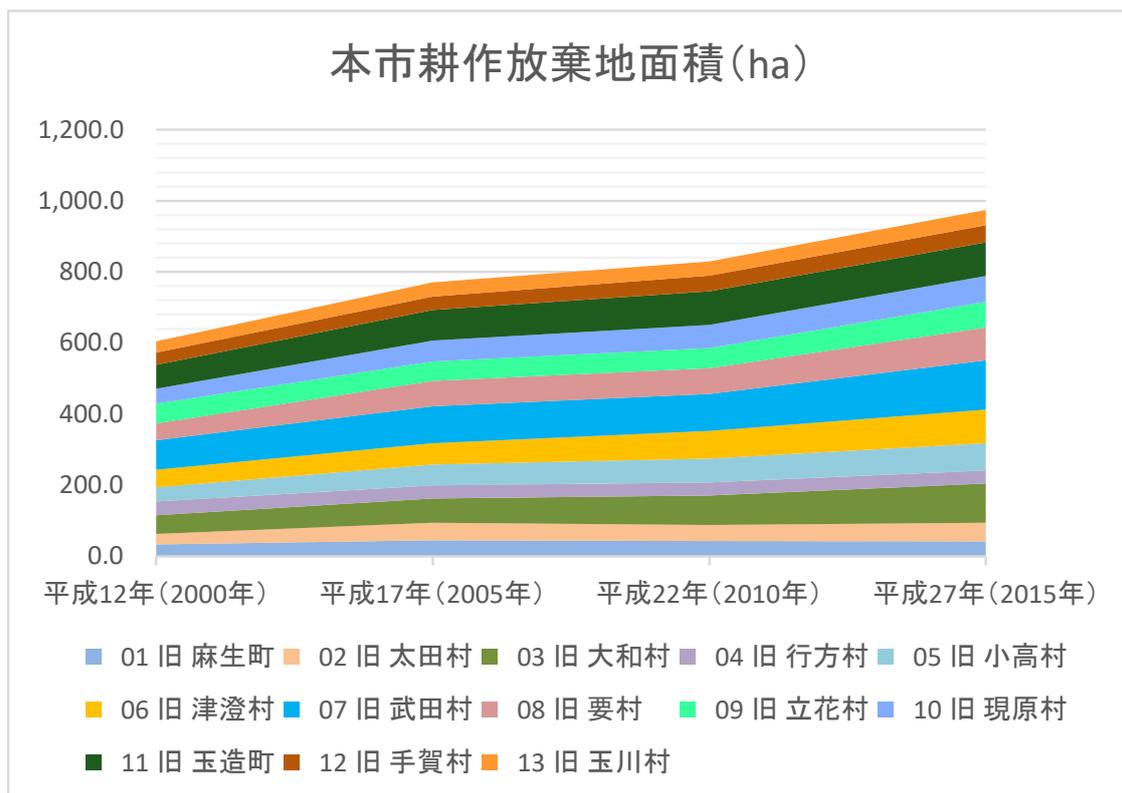
区分	区分2	地目等	面積(ha)	割合
農用地	農地	田	3,425.0	21.2%
		畑	3,788.6	23.4%
		樹園地	385.1	2.4%
		採草放牧地	30.0	0.2%
混牧林地			29.0	0.2%
農業用施設用地			9.7	0.1%
混牧林地以外の山林原野			5,401.3	33.4%
その他			3,091.3	19.1%
行方市農業振興地域の農用地等の面積			16,160.0	100.0%



資料：令和元年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況(本市)

本市の耕作放棄地面積については、974.1ha(平成27年)であり、10年前の771.0ha(平成17年)から26.3%増加しており、203.1ha増加しています。地域で見ると、平成27年の面積では旧武田村(139.2ha)が最も多く、旧大和村(110.6ha)、旧津澄村(94.4ha)、旧玉造町(94.2ha)と続きます。

◆耕作放棄地面積



資料：農林業センサス「耕作放棄地のある農家(世帯)数及び耕作放棄地面積」を抜粋・集計

※旧麻生町(01 旧麻生町, 02 旧太田村, 03 旧大和村, 04 旧行方村, 05 旧小高村)

※旧北浦町(06 旧津澄村, 07 旧武田村, 08 旧要村)

※旧玉造町(09 旧立花村, 10 旧現原村, 11 旧玉造町, 12 旧手賀村, 13 旧玉川村)

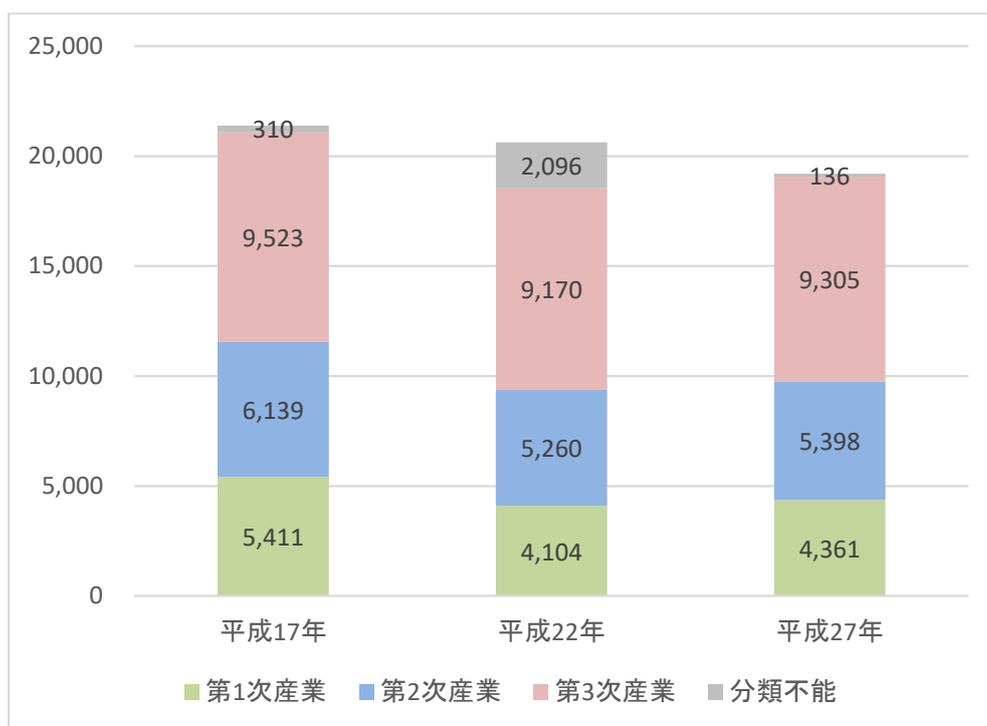
## (2) 産業別就業人口の推移

本市の労働人口は19,200人で、第1次産業の就業者は4,361人(22.7%)となっており、総労働人口に占める割合としては、10年前(平成17年)と比べても微減又は横ばいといえます。平成27年の農業産出額は茨城県内第3位と農業が盛んであり、農業従事者も市内の全産業の中で最も多く、本市の農業は雇用吸収力もある産業であるといえます。

### ◆本市の産業別就業人口の推移

(単位：人)

年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
平成17年(2005年)	5,411	6,139	9,523	310
(割合)	(25.3%)	(28.7%)	(44.5%)	
平成22年(2010年)	4,104	5,260	9,170	2,096
(割合)	(19.9%)	(25.5%)	(44.4%)	
平成27年(2015年)	4,361	5,398	9,305	136
(割合)	(22.7%)	(28.1%)	(48.5%)	



資料：各年の「国勢調査」を参考・作成

### (3) 主副業別等農家数

本市の農家数は年々減少し、2,378 戸となっています。そのうち、農業所得を主とする(所得の50%以上が農業所得)主業農家は871 戸まで減少しています。基幹的農業従事人口についても年々減少し、3,920 人となっています。

#### ◆主副業別農家数

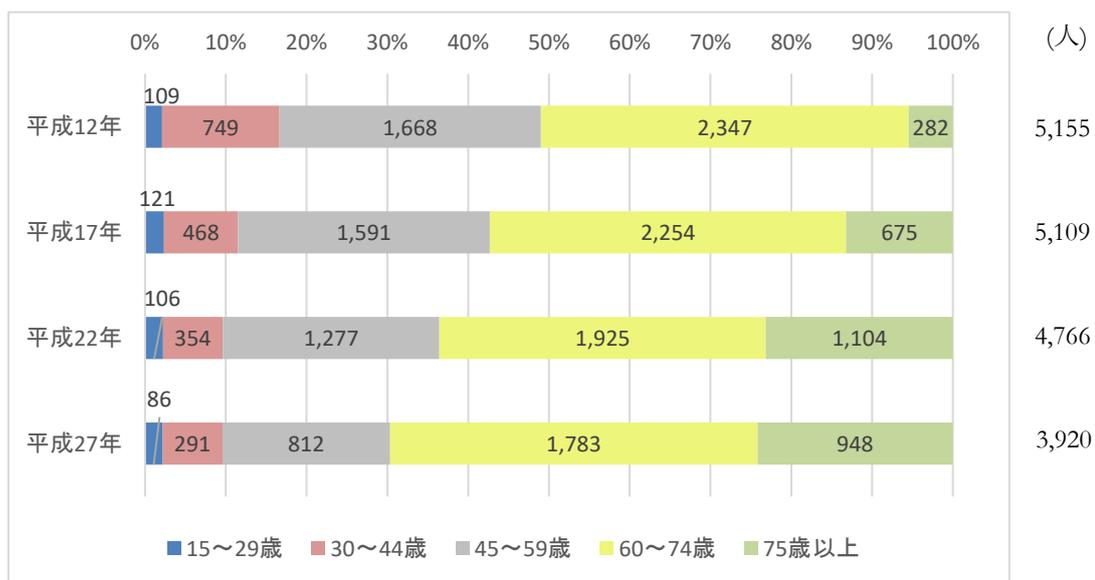
(単位：戸)

連番	主業農家	準主業農家	副業的農家	総農家数
平成12年(2000年)	1,407	679	1,703	3,789
平成17年(2005年)	1,238	488	1,542	3,268
平成22年(2010年)	1,024	504	1,329	2,857
平成27年(2015年)	871	321	1,186	2,378

資料：農林業センサス

平成12・17年の値は、合併前(麻生町・北浦町・玉造町)の値を合算

#### ◆基幹的農業従事人口(自営農業に主として従事した世帯員のうち仕事が主の世帯員数)



資料：農林業センサス

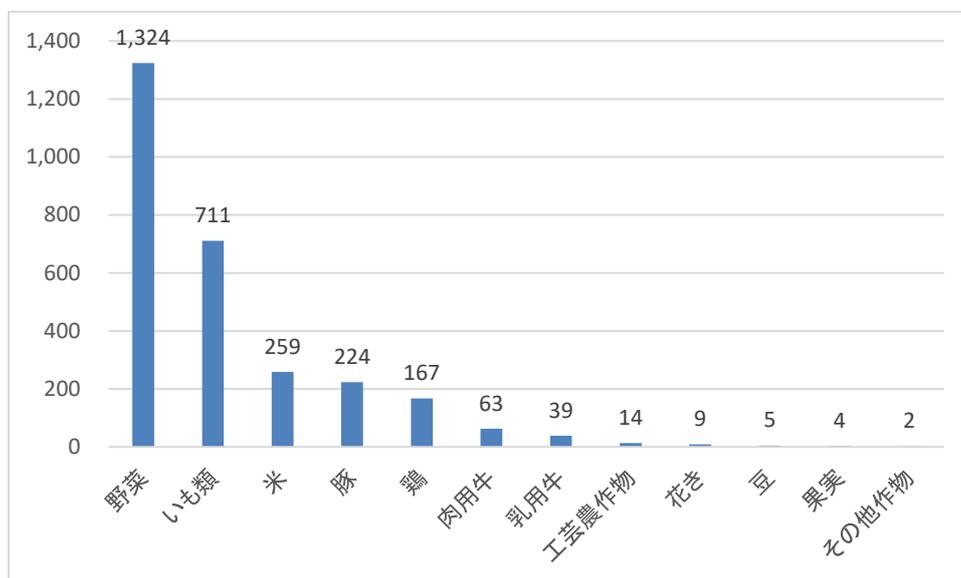
#### (4) 農業産出額

本市の農業産出額は、農林業センサスの結果などから 282 億 1 千万円と推計され、茨城県内で第 3 位となっています。

作物別に見ると、野菜が 132 億 4 千万円で最も多く、いも類が 71 億 1 千万円、米が 25 億 9 千万円と続いています。

#### ◆農業産出額

(単位：千万円)



資料：農林水産省HP 市町村別農業産出額(平成 28 年推計)

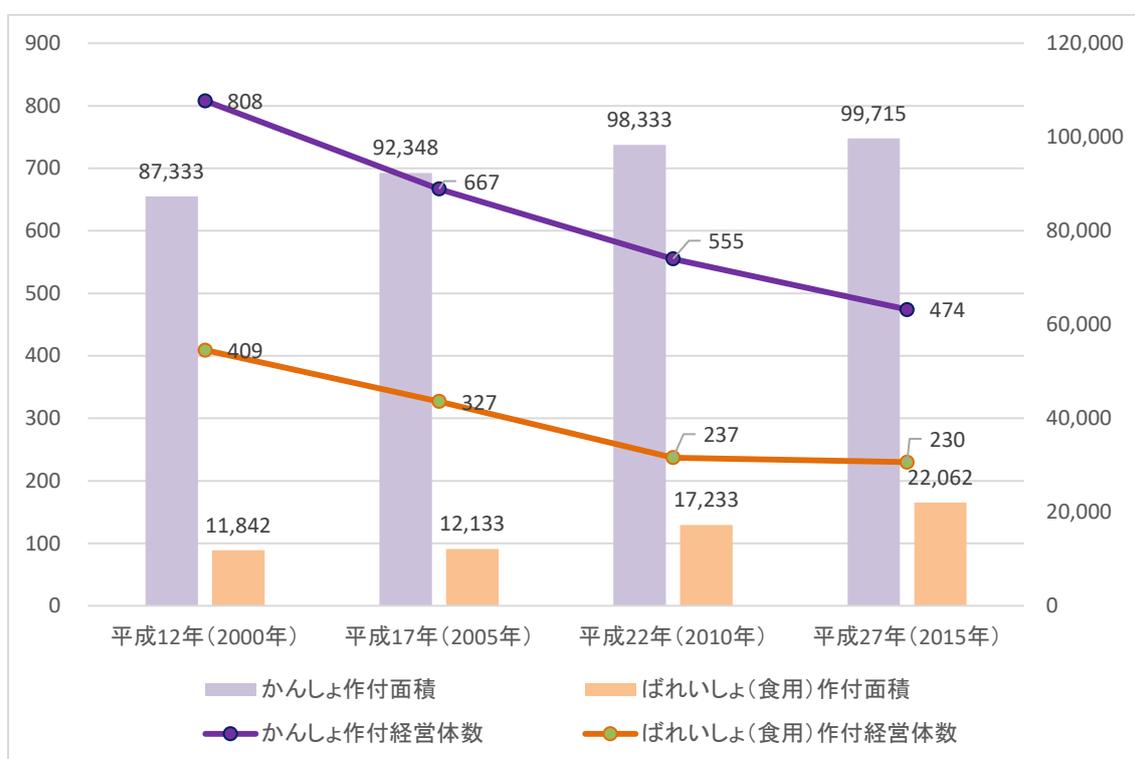
#### (5) かんしょ(サツマイモ)の作付経営体数と作付面積

本市のかんしょ作付経営体数は、474 経営体(平成 27 年)で、10 年前の 667 経営体(平成 17 年)から 28.9%、193 経営体が減少しています。その反面、かんしょ作付面積については、99,715 a (997.15ha：平成 27 年)で、10 年前の 92,348 a (923.48ha：平成 17 年)から 7.98%、7,367 a (73.67ha)増加しています。

茨城県では「茨城かんしょトップランナー産地拡大事業」を実施しており、国内外で需要が拡大している茨城県産かんしょの生産拡大を図っています。本市においてもかんしょ作付面積及び1経営体当たりのかんしょ作付面積が増加している状況です。

◆販売目的で作付けしたいも類の作付経営体数と作付面積

(単位 作付経営体数：経営体，作付面積：a)



資料：農林業センサス「販売目的で作付けしたいも類・豆類の作物別作付経営体数と作付面積」を抜粋・集計

かんしょ：サツマイモ

ばれいしょ：ジャガイモ

【なめがた自慢の野菜たち】

# なめがた自慢の野菜たち

**アクセス**  
 ●駅から30分圏内  
 ●車で15分圏内  
 ●バスで15分圏内  
 ●徒歩で15分圏内  
 ●自転車でも15分圏内



**トマト**  
 関東産品を中心に大・中玉、ミニトマトの他、濃厚な甘みとトマト本来の風味が凝縮されたフルーツトマトも栽培。

**イチゴ**  
 冬にとちおとめを栽培。ミネラル分の多い土壌で育てた美味しくて熱した湯は、大粒で甘みが強いのが特長です。  
 【茨城県産地特産物指定】

**大葉**  
 行方の大葉はアクが少なく臭気、カロチンが豊富で、葉青・葉赤、アレルギー除去効果も期待できます。

**春菊**  
 独特の香りが特長で、行方は特産品にジューム感がある。葉裏裏が葉裏で葉裏や高品質に特長です。  
 【茨城県産地特産物指定】

**みず菜**  
 元々漬物や加熱調理されていたみず菜。行方で生産に適したみず菜を改良したことで消費を拡大しました。  
 【茨城県産地特産物指定】

**セリ**  
 出荷時に低温処理をするなど、貯蔵管理に努めている。全国有数の出荷量を誇ります。  
 【茨城県産地特産物指定】

**サツマイモ**  
 茨城県は全国有数のサツマイモの産地。行方は生産量、品質共に国内トップクラスです。JAなめがた甘藷研究会連合会では、2017年に第46回日本農業賞大賞と第5回国産特産物大賞杯を受賞しました。  
 【茨城県産地特産物指定】

**オアシ菜**  
 わさびに似た爽やかな辛さが魅力で、ビタミンAも豊富。サラダの他、天ぷらや味噌汁等にもよく合います。  
 【茨城県産地特産物指定】

**みっぼ**  
 約50年の栽培歴があり、品種の定着も早い秋野菜。辛りがよく柔らかく、涼し気で育てる切りみっぼは上品さを備える。

**エシャレット**  
 フォキッシュの栽培法を元々、秋自給を伸ばさせるためのビタミンや葉身を多く含んでいます。全国有数の生産地です。  
 【茨城県産地特産物指定】

**ちんげん菜**  
 ガセのない味で、葉はどんな料理にも、種付けにも合う野菜。ビタミン、ミネラルも豊富。全国有数の生産地。

**米**  
 行方市は緑ヶ原・北浦に囲まれた水田地帯。米約、葉神に広がる水田と、古来より稲作を営んできた谷津田が美味しいお米を育みます。

**ねんこん**  
 原料に広がる葉神で栽培され、日本でも有数の出荷量を持つ。漢方に使われるほど、優れた栄養素を含みます。

**ごぼう**  
 行方の赤土の土壌で栽培されたごぼうは、長く皮が厚く、嚼がみやすく、煮た食物繊維も豊富で柔らかいのが特徴です。

**シャンサイ**  
 シャンサイ、シャンツァイ、巻菜（中国産）、バクチャー（タイ産）、コリアンダー（高麗）... いろいろな名前が呼ばれていますが、どれも同じものを指しています。  
 【茨城県産地特産物指定】

**行方市**  
 NAMEGATA

**なめがたブランド戦略会議**





### 3 これまでの施策の検証

本市においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図る必要があると認められる地域を定めています。

農業経営基盤強化促進法に関連しては、意欲ある農業者に対する農用地の利用集積やこれらの農業者の経営管理の合理化等の措置を講じる「行方市農業経営基盤強化促進基本構想」を、平成 28 年 9 月に策定しています。

また、他産地との差別化を図り、消費者・実需者に認められる商品価値の高い農水産物の生産、そして農水産物を中心とする地域特産品の販売促進とブランド化を確立するために、「行方市 6 次産業化推進計画 2018－2022」を平成 30 年 3 月に策定し、6 次産業化を総合的かつ計画的に進めるための指針としています。

#### (1) 本市農業振興地域整備計画

旧麻生町		旧北浦町		旧玉造町	
地域指定年度	昭和 47 年度	地域指定年度	昭和 47 年度	地域指定年度	昭和 47 年度
計画策定年度	昭和 48 年度	計画策定年度	昭和 47 年度	計画策定年度	昭和 49 年度
計画見直し年度	昭和 60 年度	計画見直し年度	昭和 52 年度	計画見直し年度	昭和 58 年度
	平成 6 年度		昭和 61 年度		昭和 61 年度
	平成 18 年度		平成元年度		昭和 63 年度
			平成 6 年度		平成 11 年度
			平成 15 年度		平成 17 年度
行方市					
計画見直し年度			平成 23 年度		

---

## (2) 本市農業経営基盤強化促進基本構想

行方市	
行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 23 年度
行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 28 年度

---

## (3) 本市 6 次産業化推進計画 2018－2022

【基本方針】「なめがたブランド」の構築による持続的な農水産業の創出

### ①持続的な産地づくり

- 持続的な産地づくりの推進にむけて、有識者による検討委員会を設置
- 働き方改革の仕組みづくりを検討する委員会を設置
- 小ロットでも生産物を出荷できる売り場の整備
- 意欲ある担い手との交流機会の創出

### ②生産者情報の共有・一元化

- 市内における全経営体の、経営実態や意向の把握・情報のデータベース化
- 作付品目の選定や収穫した生産物の販売戦略の相談窓口の設置
- 新たな担い手候補者に対する意見交換会の開催

### ③販売戦略の構築

- 未利用資源や地域の魅力を掘り起こすワークショップの開催
- 市内外の地域特産品のマーケティング調査
- 有識者による検討委員会及び外部アドバイザーの設置
- 販路開拓に関する補助事業の設置

- 学校給食や地域イベント等における地産地消・食育の推進
- ふるさと納税の登録拡大
- 販路開拓専門員の配置
- ④販売戦略を立案する統括機関の設置・6次産業化推進のための仕組み作り
  - 販売戦略の統括機関の設置
  - 異業種連携の交流会の開催
  - 交付金制度の申請などの事務手続きのバックアップ
  - 観光戦略と連動した体験型観光メニューの実施
  - 6次産業化推進シンポジウムの開催
  - 6次産業化の基礎知識勉強会の実施
  - リーダー養成講座の開催
- ⑤加工施設の設置と既存施設の機能強化
  - 新規加工施設設置にかかる補助金の創設
  - 加工施設の設置に向けた準備検討会の設置
- ⑥6次産業化を担う人材の確保・育成
  - 農家情報の見える化
  - 篤農家によるサポート体制の構築
  - 担い手育成に関わるコーディネーター組織，施設の設置
  - インターンシップの実施

## 4 本市農業の重要課題

### 問題点1 農業従事者の高齢化と減少

本市の農業者数は、年々減少し、総農家数は2,378戸となっています。そのうち、農業所得を主とする主業農家は871戸まで減少しています。基幹的農業従事人口(自営農業に主として従事した世帯員のうち仕事が主の世帯員数)についても年々減少し、平成27年時点で3,920人となっています。10年前の同人口5,109人の23.2%に相当する1,189人が減少しています。また、3,920人のうち、69.7%に相当する2,731人が60歳以上となっており、高齢化を裏付ける結果となっています。

### 課題 担い手の育成・定着と経営の安定

営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する必要があります。

農業を担うべき者のための支援の活動として、担い手育成対策・後継者育成対策・新規就農者対策を組み合わせ実施し、担い手の育成・定着を図るとともに、女性の活躍や多様な人材の活用を図る必要があります。

### 問題点2 耕作放棄地の増加

本市の耕作放棄地は、平成27年で974.1haあり、10年前の耕作放棄地の26.3%に相当する203.1haが増加しています。耕作放棄地の発生要因としては、高齢化や労働力不足、地域内に農地の引き受け手がない、土地条件が悪いことなどが挙げられます。令和元年11月～12月に本市認定農業者に行ったアンケートでは、40.3%の方が遊休農地があると答えており、遊休農地の発生理由として、回答が多い順に「狭小」、「労働力不足」、「接道条件」を挙げています。

遊休農地を今後どのようにしたいかという設問に対しては、回答が多い順に「貸したい」、「売りたい」、「委託したい」と答えており、48.2%の認定農業者の方々が何らかの活用方法を望んでいることが分かりました。

### 課題 農地の保全と活用

遊休農地が増加し、今後高齢化などに伴う耕作放棄地の増加を食い止めるため方法として、他の農家に貸出できるような農地流動化施策や道路や用水の手当てなどによる耕作環境の整備が挙げられます。

人・農地プランを活用した農業者等の協議を取りまとめ、優良農地の確保と効果的・効率的な利用を促進するため、農地中間管理事業を活用し、中心的経営体への農地の集積を図る必要があります。また、イノシシ・ハクビシン・アライグマ・カルガモ・カラス類に対しての鳥獣被害防止対策に取り組むなどして、営農意欲のある農家が、儲かる農業経営を維持・継続できる農地環境が必要となります。

### 問題点3 儲かる農業への転換が図られていない

令和元年11月～12月に本市認定農業者に行ったアンケートでは、本市における農業振興は今後どうなっていくべきであるかという質問に対して、「農産物の高付加価値化(14.0%)」や「特産化(11.5%)」といった6次産業化やなめがたブランドの創出に関連する回答が多い傾向が見られました。それにも関わらず、6次産業化に取り組んでいますかという質問に対しては、64.7%の認定農業者の方々が「取り組んでいない」という回答をし、ブランド化などを通じて儲かる農業を実現するための基盤が少ないのではないかと考えられます。

### 課題 中小規模農家の農業経営改善計画や6次産業化の推進

中小規模農家の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるように誘導する必要があります。

6次産業化推進計画に基づき、異業種間の情報交換、ニーズ把握・マッチングのための仕組みを整える必要があります。また、生産者、加工する人、販売

する人が三位一体となり、規格品や規格外品の販売ルートを複数確保する必要があります。

#### 問題点4 風水害や感染症等災害への対策不足

令和元年と同じような風水害が今後発生しないということは考えづらく、同様の風水害を想定した対策が不足しています。

新型コロナウイルス感染症による巣ごもり消費などの影響は、本市農作物の出荷にも影響を与え、廃棄となった農作物もあります。新しい生活様式が今後も続くと考えた場合の中長期的な対策が不足しています。

#### 課題 先見性のある専門職やリーダーの養成と継続性のある事業への転換

先見性のある専門職やリーダーの養成と継続性のある事業への転換が必要となります。農業共済・収入保険や耐候性ハウスなど、動かすことができない農地への風水害等の災害に対して、始めから諦めないための対策を考え、発信していく必要があります。また、風水害により被災した農業者に対し、農作物の早期回復技術の指導や経営指導等を行っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者が利用できる制度についても、事業の継続を支え、再起のための支援を検討し、整備していく必要があります。



### 第3 本市農業の基本的な考え方

#### 1 本市農業の目指すべき方向性

「災害に強い農業を確立し、儲かる農業を育てる。」

本市は、平成28年3月に総合戦略書を策定し、『「行方」ならではの価値の共有～笑顔で住み続けたいまち、行方～』を将来像に定め、3つの基本理念を掲げて市民と行政との協働により進めていくところです。農業分野においても「災害に強い農業を確立し、儲かる農業を育てる。」を目指します。

#### 2 基本方針

「儲かる農業の強化」と「災害に強い農業の整備」の2つを柱に、今後の本市農業をどのように活性化させていくのか、実現可能な農業施策を展開していきます。

---

##### (1) 儲かる農業の強化

鹿行地域儲かる農業推進方針(鹿行農林事務所)にある儲かる農業実現に向けた重点的取組みを実践していきます。

収益力の高い野菜作経営体の育成、農地の集積・集約化と基盤整備の推進による農業経営の効率化、意欲ある担い手の育成・定着を実践して、儲かる農業経営(農業所得の向上)の実現に繋げていきます。

---

##### (2) 災害に強い農業の整備

本市内において大規模な災害が発生した際に、的確かつ迅速な初動対応を行うことによって、被害の拡大防止や早期復旧が可能となるような関係機関との連携体制の強化策を実践していきます。

被災者に寄り添った丁寧な対応やフォローアップ体制の充実を図って、早期に営農再開が可能な災害対応体制を構築します。

新型コロナウイルス感染症による食材供給の状況を踏まえ、新たな感染症等に対する課題の抽出と取り組む方向性を構築します。

### 3 基本施策

2つの基本方針に基づき、基本となる施策を体系化し、基本方針の実現に向けて事業の展開を図ります。

災害に強い農業を確立し、儲かる農業を育てる。

#### 基本方針

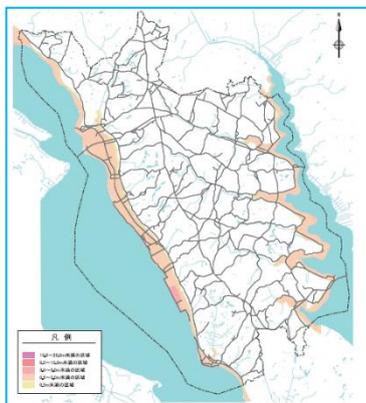
##### 1 儲かる農業の強化



#### 基本施策

- (1) 担い手の育成と定着
- (2) 中小・家族経営の活躍
- (3) 農地の集積・集約化
- (4) 農業経営の安定化
- (5) 農業生産基盤の整備
- (6) 加工・流通・販売の強化

##### 2 災害に強い農業の整備



- (1) 風水害をはじめとする大規模自然災害への対応
- (2) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応
- (3) 鳥獣被害対策
- (4) SDGsを契機とした持続可能な取組みを後押しする施策

基本方針	基本施策	具体的施策
1 儲かる農業の強化	(1) 担い手の育成と定着	(ア) 認定農業者の育成と定着
		(イ) 農業後継者の育成と定着
		(ウ) 新規就農者の育成と定着
	(2) 中小・家族経営の活躍	6次産業化事業への中小・家族経営での参入支援
	(3) 農地の集積・集約化	(ア) 農地中間管理事業の推進
		(イ) 人・農地プランの実質化の推進
	(4) 農業経営の安定化	(ア) 農業経営体の育成と支援
		(イ) スマート農業の実践
	(5) 農業生産基盤の整備	(ア) 基盤整備の推進
		(イ) 耕作放棄地の解消
	(6) 加工・流通・販売の強化	(ア) 6次産業化の推進
		(イ) 「なめがたブランド」の構築
		(ウ) 品目別対策の推進
(エ) 食育の推進と本市産農産物の消費拡大		
2 災害に強い農業の整備	(1) 風水害をはじめとする大規模自然災害への対応	(ア) 令和元年度の台風第15・19号程度を考慮した被害対策の強化
		(イ) セーフティネットへの加入
		(ウ) 耐候性ハウスの導入
	(2) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応	令和元年度の新型コロナウイルス感染症を考慮した農業経営継続対策の強化
	(3) 鳥獣被害対策	鳥獣被害対策の支援

基本方針	基本施策	具体的施策
	(4) SDGsを契機とした持続可能な取組みを後押しする施策	SDGs 関連施策

## 第4 基本施策の具体的な推進

### 1 儲かる農業の強化

#### (1) 担い手の育成と定着

##### ◆具体的施策

#### (ア) 認定農業者の育成と定着

認定農業者とは、市町村等が策定した農業基本構想で定める効果的・安定的な農業経営の目標を目指して作成した農業者の「農業経営改善計画」を認定する制度です。認定農業者に対しては、スーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援する基盤整備事業等の各種施策が重点的に実施されています。本市では認定農業者の経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指し推進します。

#### (イ) 農業後継者の育成と定着

農家の後継者の方々に、次世代の担い手となっていただき、安定した営農ができるようサポートします。新規参入者と同等の経営リスクを負うと認められる場合には、農業次世代人材投資資金(経営開始型)の活用や給付要件に合えば「なめがた新規就農活力応援金補助金」の活用を促すなど、きめ細やかな支援を行います。

#### (ウ) 新規就農者の育成と定着

新たな担い手を育成・確保するため、過去の就農実績の水準を確保しつつ、若く夢をもった青年等を一人でも多く確保するため、就農から定着までのきめ細やかな支援を一層進めることとします。

なお、女性の活躍や多様な人材の活用を推進するため、支援対象には農業法人等への雇用就農を目指す者等も含め、幅広く支援していきます。

---

## (2) 中小・家族経営の活躍

### ◆具体的施策

#### 6次産業化事業への中小・家族経営での参入支援

本市では、農業について規模拡大一辺倒ではなく、認定農業者でない中小・家族経営の農家についても、サポートします。また、鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センターと連携した経営指導を行い、良い意味での「すきまを埋めてくれる農家」を支援します。

6次産業化事業へ参入しようとするUターン就農を軸とした新規就農支援・担い手育成も行います。

---

## (3) 農地の集積・集約化

### ◆具体的施策

#### (ア) 農地中間管理事業の推進

茨城県農地中間管理機構(公益社団法人茨城県農林振興公社)を活用し、農地の貸し借りを通じて農業担い手への農地の集積・集約化を推進します。

農業担い手のニーズに応じて、農地の集積・集約化が進むよう、地中マーカ一の導入に向けて検討します。

#### (イ) 人・農地プランの実質化の推進

本市それぞれの集落・地域において、徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」の実質化を推進し、プランに位置付けられた中心的経営体への農地の集積・集約化に取り組みます。

---

#### (4) 農業経営の安定化

##### ◆具体的施策

##### (ア) 農業経営体の育成と支援

個々の農業経営体が経営の収益性を高め、儲かる農業を実現するため、生産性や付加価値の向上、販路の開拓など、多種多様な選択肢の中から、自らが目指す経営を実現するために必要となる手段を正しく選択し、P D C Aサイクルを回して普段の努力を続けていくことのできる「経営者マインド」を備えられるよう、鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センターと連携し、育成・支援します。

##### (イ) スマート農業の実践

スマート農業としてロボット・A I ・I o Tやドローン等の先端技術の導入といった生産現場の技術革新によって生産工程の効率化等を実践しようとする農業者からの相談体制を整え、支援します。

---

#### (5) 農業生産基盤の整備

##### ◆具体的施策

##### (ア) 基盤整備の推進

稲作経営の効率化のために、農地の集積・集約による規模拡大を進めるとともに、作期の分散や、育苗、収穫、乾燥・調製等に必要な機械・施設の高度化を進めます。

規模拡大に伴う経費の軽減や作業効率の向上を図るため、育苗に係る経費・労力を削減できる高密度播種育苗栽培や作業を効率化するほ場管理システム等の導入を進めます。

## (1) 耕作放棄地の解消

一度耕作放棄地となった農地を再生するには大きな労力を要することから、未然に防止することが最も有効な対策となります。

耕作放棄地の発生防止を図るため、本市と農業委員会が連携して農地利用実態調査を推進し、農地中間管理事業により貸し付け意向のある農地を積極的に担い手に結びつけていきます。

---

## (6) 加工・流通・販売の強化

### ◆具体的施策

### (ア) 6次産業化の推進

平成30年3月に策定した本市6次産業化推進計画2018-2022を軸に、6次産業化推進に向けた課題を意識し、他産地との差別化と消費者・実需者に認められる商品価値の高い農林水産物の生産、そして農林水産物を中心として地域特産品の販売促進とブランド化を推進していきます。

#### (1) 「なめがたブランド」の構築

80品目以上の農作物が生産されていることで、注力すべき作物が見えづらくなっています。野菜毎のブランド化よりも“80品目以上の農作物がある”こと自体をブランド化していく必要があります。

本市6次産業化推進計画の基本施策を実行していくことで、新規6次産業化事業者数・6次産業化商品開発数・6次産業化商品商談成立数・6次産業化ビジネスリーダーの養成数を増加する目標指標を意識し、6次産業化を支える仕組みづくりを推進していきます。

## (ウ) 品目別対策の推進

### [米]

本市の主要作物であり、堆肥施用徹底による土づくり確立や稲作基本栽培技術の励行など、高品質米生産のための意識高揚を目的とした啓蒙・指導を展開するとともに、水稻農薬空中散布(無人ヘリ)を広域にわたって共同で実施することにより、「収量重視」の考え方から「品質重視」への転換を図ります。



主食用米の国内需要量は毎年約10万tのペースで減少し続け、さらに新型コロナウイルス感染症により外食・中食需要が落ち込み、米価はますます下落する見込みであることから、主食用米から飼料用米等への転換に取り組みます。

### [かんしょ]

本市産かんしょは、年々販売を伸ばしてきました。焼き芋需要が伸び、かんしょの消費拡大が進む中で、一年を通して食味の良いカンショが求められるようになってきました。また、JAなめがたしおさいでは、東南アジアやカナダへの輸出にも取り組んでおり、今後はヨーロッパへの輸出も期待されています。



本市は、茨城県の「茨城かんしょトップランナー産地拡大事業」を先頭に立って後押しし、かんしょ生産農地確保のための荒廃農地活用や生産に必要な機械・施設・技術支援を通じて、本市産かんしょ生産の合理化を推進していきます。

かんしょ作付け用のマルチ展張の際、同時施用される土壌燻蒸剤(クロルピクリン剤)による薬害防止対策やナカジロシタバ・ハスモンヨトウによる葉の食害防止対策(適期の害虫防除)についての注意喚起を継続していきます。

サツマイモ基腐病について、九州・沖縄地方を中心に、防除が困難であることから発生が拡大しています。令和2年12月現在、茨城県での発生は確認されていないものの、感染した種イモや苗の持ち込みにより発生する恐れがあるため、十分に注意する必要があります。

### 〔葉物〕

本市は80種類以上の農産物が生産されている大産地です。しかし、生産者の高齢化・労働力不足に加え、温暖化の影響、野菜相場の乱高下により販売額の維持が難しくなっています。



需要が多い夏場に適した葉物野菜の品種選定や暑さに強い品目提案，コスト削減のための新技術導入支援，また，GAPの取組みを促すことで産地の強みを維持する必要があります。

### 〔レンコン〕

レンコンの価格は比較的安定し栽培面積も増加傾向であり、地域の重要品目の1つです。既存栽培系統(品種)の減収及び変形による品質の低下，レンコン黒皮症被害の発生等の問題があります。



優良系統ハスの普及推進及びレンコン黒皮症拡大防止対策による品質向上を図る必要があります。

霞ヶ浦への環境負荷低減のため、適正施肥栽培による品質改善が求められており、適正施肥栽培による水質改善を推進することで、肥料コストの削減も期待できます。

## (I) 食育の推進と本市産農産物の消費拡大

生活様式や価値観の多様化，地域のつながりの希薄化などにより，長年培われた食文化の継承が困難な状況にあります。地域の食材を使い，地域に根差した食文化を次代に伝えていくことが大切です。

引き続き，関係機関と連携した農業体験，食育，食農教育，キャリア教育等に取り組みます。



新鮮で安全な食を求め，地元の農産物を地元で消費するという「地産地消」への関心が高まっています。

市内の学校給食においても地元産の食材が積極的に使われています。また，観光物産館などの野菜直売所や地元スーパーマーケットなどにおいても，地元の新鮮な野菜を手に入れることができます。

今後は，これらの新鮮な野菜や食材を使って，市民の健康づくりに積極的な利用を促進していきます。

## 2 災害に強い農業の整備

### (1) 風水害をはじめとする大規模自然災害への対応

#### ◆具体的施策

#### (ア) 令和元年度の台風第15・19号程度を考慮した被害対策の強化

令和元年度の台風第15・19号程度の風水害の事前対策が望まれます。

本市においても被災農業者向け支援を案内していますが、ハウスの強靱化対策として茨城県が作成した「農業用ハウス災害被害防止マニュアル」や園芸施設共済・収入保険など、事前支援対策も案内していきます。

#### (イ) セーフティネットへの加入

茨城県において農業共済の対象としている作物は下表のとおりです。

台風の風水害への事前対策として、農地耕作者にとって、農地を自ら動かすことは不可能なことから、施設は園芸施設共済、施設内農作物は収入保険とセーフティでの加入を推進します。

種類	対象としている作物等
農作物共済	水稲, 麦, 陸稲
家畜共済	牛, 豚, 馬
果樹共済	なし
畑作物共済	大豆
園芸施設共済	園芸施設(温室など), 付帯施設, 施設内の作物
任意共済	建物, 農機具

#### (ウ) 耐候性ハウスの導入

国では、被災を契機に産地で共同利用する耐候性ハウスの導入を支援しています。

要件を満たす場合に、令和元年台風第15号の被災を契機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組を支援します。JAやJA出資法人が主体となり、ハウス団地(共同利用の耐候性ハウス)を整備し、被災農業者等にリース導入することも可能です。補助率は1/2以内です。

本市は、多品目園芸産地であり、品目や作型に応じて様々な形状のハウスが整備されています。ハウスの被害を最小限に抑えるため、農業者自らの経営戦略に応じた、それぞれの強靱化対策の取組みをサポートします。

---

## (2) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

### ◆具体的施策

#### (ア) 令和元年度の新型コロナウイルス感染症を考慮した農業経営継続対策の強化

令和2年3月「食料・農業・農村基本計画」では、「新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化により、我が国の農林水産業・食品産業は、深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面している。将来にわたって国民が必要とする食料の安定供給を確保するためにも、この状況を速やかに解消し、生産基盤・経営の安定を図ることが重要である。」と記載されています。

「新しい生活様式」に伴う、巣ごもり消費などを通じて、農産物が出荷出来ず、廃棄処分になるなどの影響が本市においてもあり、入国制限などにより外国人実習生を雇うことができず、収穫に必要な人材の不足が生じました。

本市においても、新型コロナウイルス感染症による食料供給の状況を市民に分かりやすく情報提供するとともに、新たな感染症等によるリスクについて調査・分析を行い、中長期的な課題や取り組むべき方向性を明らかにしていきます。また、関係機関と連携して、感染拡大防止を前提として業務継続を図るための支援を行っていきます。

---

### (3) 鳥獣被害対策

#### ◆具体的施策

##### 鳥獣被害対策の支援

イノシシ、ハクビシン、アライグマ、鳥などによる農作物の被害のみならず、特にイノシシについては人的被害の可能性があり、就農意欲減退に繋がりを、担い手不足をさらに増進させます。

本市の鳥獣被害対策協議会による捕獲のほか、侵入防止柵(電気柵)設置の助成など、本市で可能な鳥獣被害対策のサポートを行っていきます。

---

### (4) SDGsを契機とした持続可能な取組みを後押しする施策

#### ◆具体的施策

##### SDGs 関連施策

持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取組みが、世界的に急速に進行しており、人々の意識を確実に変えつつあります。

生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を未来の子どもたちに継承していくため、本市の農林水産業・食品産業はどうあるべきか、本市は何をすべきなのかを考え、取り組むべき方向性を明らかにしていきます。

## 第5 計画の推進

### 1 関係機関の役割

#### (1) 農業者・農地所有者の役割

基本方針の実現に向けて、安定した農産物生産及び供給のための経営力強化を意識し、災害に強く持続可能な営農活動を実践するよう努めます。

#### (2) 農業団体の役割

基本方針に基づき、儲かる農業の実現のため、生産者ニーズの把握に努めるとともに、本市農産物の消費拡大を図る環境づくりに努めます。

#### (3) 企業の役割

本市農産物を積極的に使用し、経営能力を高め、本市農産物の消費拡大・雇用創出に寄与します。

#### (4) 研究機関等の役割

俯瞰的な立場から未来型スマート農業や6次産業化等の提案を行い、本市の革新的な農業振興に寄与します。

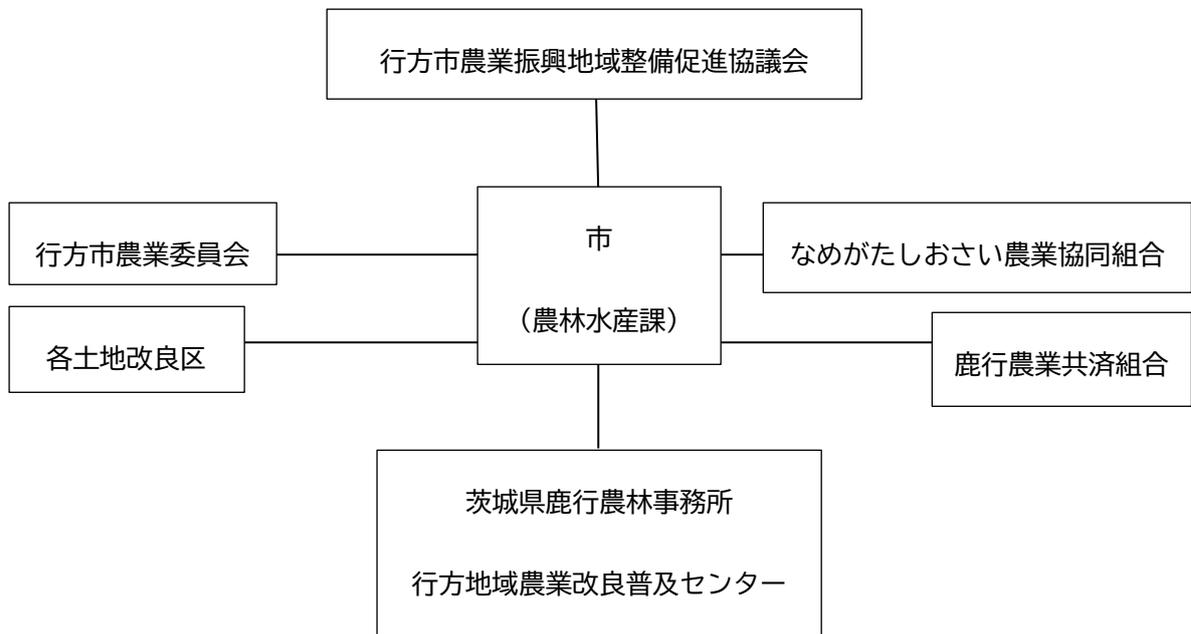
#### (5) 市民の役割

本市農産物や地産地消についての理解を深め、本市農作物の積極的な消費に努めます。

#### (6) 市の役割

茨城県やJAなど各関係機関と連携し、本市における独自施策の企画・立案・実施を行うとともに、国の施策の本市内での調整・補助金活用のための支援を行います。

## 2 計画の推進体制



## 3 計画の達成目標

具体的施策に対し、点検・検証のうえ、必要に応じて施策内容の見直しを行うなど、PDCAサイクルを回して取り組んでいきます。

## 1 用語集

### 耕作放棄地

5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地」のことであり、農家等の耕作意思の調査結果となる。

### 荒廃農地

農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」において、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている土地」と定義されており、市町村及び農業委員会による荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認する現地調査の結果となる。

### ジェトロ

2003年に設立された独立行政法人日本貿易振興機構のこと。海外、国内のネットワークをフルに活用し、海外ビジネス情報の提供、中堅・中小企業等の海外展開支援、対日投資の促進などに取り組んでいる。

### 地産地消

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を基本とした活動であるが、コミュニケーションを伴い農産物が行き来するものとして、広がりをもって考えることが必要である。

## 行方市農業振興地域整備計画

本市の概ね 10 年先を見据えて、本市が定める公的な計画である(茨城県知事との協議が必要。)。本市はこの計画の中で、茨城県知事が定めた農業の振興を図るべき地域を、今後農業用に活用する区域と非農業用の区域に区分する。農業用に区分された土地を「農用地区域」という。

## 認定農業者制度

認定農業者制度とは、やる気と意欲のある農業者が、自らの経営を計画的に改善するため「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度である。認定農業者になると、経営規模拡大に関する農地の斡旋や、農業経営改善のための融資が優遇されるなど、国、県、市町村から様々な支援が受けられる。

## 農地の集積・集約化

担い手農家が一連の農作業を効率的に行うため、担い手が耕作する農地の隣接地に集積したり、地域内で分散した農地をまとまりのある形で利用できるようにすること。

## 農地中間管理事業

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地の有効利用の継続や農業経営の効率、担い手への農地集積・集約化を推進するため、「農地中間管理機構」(都道府県ごとに設置)が農地所有者と担い手との間に介在し、農地の借受・貸付を促進する事業。

## 人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(中心的経営体)、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村において公表するもの。

## 6次産業化

1次産業(生産)、2次産業(加工)、3次産業(流通)を掛け合わせた言葉で、農林漁業者の新たな付加価値を高める取り組みのことを指しますが、農泊、体験型農業や、直売、イベント出展など幅広い言葉でも使用されています。

## GAP

GAP(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

## SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標(その下に169のターゲット、232の指標が決められている。)。特徴は、以下の5つ。

- ・ 普遍性：先進国を含め、全ての国が行動
- ・ 包摂性：人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」
- ・ 参画型：全てのステークホルダーが役割を
- ・ 統合性：社会・経済・環境に統合的に取り組む
- ・ 透明性：定期的にフォローアップ

## 2 その他

### (1) 第6回行方ふれあいまつり来場者アンケート

第6回行方ふれあいまつり(令和元年11月9日(土)～令和元年11月10日(日))来場者にアンケートを配布し、現地ブースにて回収した199件の調査結果を巻末資料として添付します。

### (2) 市民向けアンケート

本市企画政策課アンケート(令和元年度)にて、市民から回収した376件の調査結果を巻末資料として添付します。